

第4回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年9月13日(水) 午前9時30分から10時00分

2 開催場所 光市役所大和支所 第2会議室

3 出席委員(20人)

農業委員

- 1番 埤田 定
- 2番 熊野 茂公
- 3番 宮内 昭寿
- 4番 河村 晴夫
- 5番 小林 勉
- 6番 田村 尚利
- 7番 出穂真奈美
- 8番 鬼武 敬子
- 9番 藤本 準一
- 10番 繁本 武紀
- 11番 山本 忠男
- 12番 田村 耕一(会長)

農地利用最適化推進委員

- 1番 小田 博
- 2番 城 俊治
- 3番 末岡 博
- 4番 國弘 久男
- 6番 秋山 孝
- 8番 弘田 靖
- 9番 久保田 等
- 10番 尾崎 敬一

4 欠席委員

農業委員 (0人)

農地利用最適化推進委員(2人)

- 5番 西村 隆裕
- 7番 西岡 正信

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 特定農地貸付に関する承認について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 非農地証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 國本 正和

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

只今から第4回農業委員会総会を開会します。

本日の総会にあたり、西村 隆裕 推進委員、西岡 正信 推進委員より欠席の連絡がありましたので御報告いたします。

本日出席の農業委員は12名、農地利用最適化推進委員は8名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、7番 出穂 真奈美 委員、8番 鬼武 敬子 委員 をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

それでは議事に入りたいと思います。事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

それでは総会議案の1ページをご覧ください。

議案第1号「特定農地貸付に関する承認について」です。

今回、周南農業協同組合より農業委員会会長あてに承認の申請があったものです。特定農地貸付につきましては、本来、農地の貸し借りについては農地法第3条に基づく手続きが必要でございますが、あらかじめ特定農地貸付について承認を得ることで、承認を受けた者と農地所有者との農地の貸し借りを認めるというものでございます。多く使われますのは農地の趣味的な利用、市民の農園やファミリー農園といった農地の貸し借りについて特定農地貸付法に基づく実用的な運用を認めるものでございます。

今回申請のございました農地は全部で9箇所あり、それぞれの農地について概要を説明いたします。

それでは1箇所目の①をご説明いたします。

資料の2、3ページをご覧ください。こちらは中村町の浅江第1農園でございます。全体で55区画のうち9区画を貸し出し契約中、1区画は平均約20㎡、賃料は1区画当たり1500円となっております。

続いて2箇所目の②をご説明いたします。

資料の4、5ページをご覧ください。こちらは大字浅江の浅江第2農園でございます。全体で27区画のうち16区画を貸し出し契約中、1区画は平均約40㎡、賃料は1区画当たり3000円となっております。

続いては3箇所目の③をご説明いたします。

資料の6、7ページをご覧ください。こちらは室積正木の室積第1農園でございます。全体で31区画のうち27区画を貸し出し契約中、1区画は平均約20㎡、賃料は1区画当たり1500円となっております。

続いては4箇所目の④をご説明いたします。

資料の8、9ページをご覧ください。こちらは室積正木の室積第2農園でございます。室積第2農園は5か所に分散しておりそのうちの1つ目です。全体で18区画のうち12区画を貸し出し契約中、1区画は平均約20㎡、賃料は1区画当たり1500円となっております。

続いては5箇所目の⑤をご説明いたします。

資料の10、11ページをご覧ください。こちらは室積正木の室積第2農園のうちの2つ目です。全体で24区画のうち4区画を貸し出し契約中、1区画は平均約20㎡、賃料は1区画当たり1500円となっております。

続いては6箇所目の⑥をご説明いたします。

資料の12、13ページをご覧ください。こちらは室積正木の室積第2農園のうちの3つ目です。全体で4区画のうち4区画を貸し出し契約中、1区画は平均約20㎡、賃料は1区画当たり1500円となっております。

続いては7箇所目の⑦をご説明いたします。

資料の14、15ページをご覧ください。こちらは室積正木の室積第2農園のうちの4つ目です。全体で13区画のうち13区画を貸し出し契約中、1区画は平均約20㎡、賃料は1区画当たり1500円となっております。

続いては8箇所目の⑧をご説明いたします。

資料の16、17ページをご覧ください。こちらは室積大町の室積第2農園のうちの5つ目です。全体で11区画のうち11区画を貸し出し契約中、

1 区画は平均約 20 m²、賃料は 1 区画当たり 1500 円となっております。

続いては 9 箇所目の⑨をご説明いたします。

資料の 18、19 ページをご覧ください。こちらは室積大町の室積第 3 農園でございます。全体で 35 区画のうち 24 区画を貸し出し契約中、1 区画は平均約 20 m²、賃料は 1 区画当たり 1500 円となっております。

以上の 9 か所につきまして、周辺の農地に影響がないこと、総合的に見て適切な位置に所在していること等につきまして、地区担当委員に事前にご確認いただいております。

なお申請のあった 9 箇所につきましては、今回新たにファミリー農園を開設するものではなく、既に運用を行っているものについて、当初の申請以降に追加された部分を含めた全体部分について、周南農業協同組合が平成 29 年 6 月 24 日の総代会で新しく作り変えた「特定農地貸付規程」を付して、改めて承認の申請を求める形となっております。

この件につきましては地区担当委員の西村降裕 委員、繁本委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。今回西村委員は欠席でございますが、特に補足説明もないと伺っております。

以上で、事務局からの説明を終わります

議長 繁本委員、補足説明がありましたらお願いします。

10番 農地全体の管理や耕作の状況は問題ありません。なお現地を確認して申請書では未契約である部分で耕作されているものがあるようですがこれは問題ありませんか。

事務局 現地を確認して、確かに申請状況と合致しない部分もあるようですが、農業委員会としては、対象農地を荒らさずに適切に管理を行ってもらおう、という立場からは問題ないと考えます。なお周南農業協同組合には適切な契約等の管理についてお願いしたいと思っております。

議長 ほかに何かご質問等ございますか。

9番 営利目的はいけないということですが、作物が沢山出来た場合にいろいろ手段がありますが、とにかく売ってはダメということでしょうか。

事務局 作物を作る当初から販売することを目的に農園を借りるのは認められないということです。実際に貸し出すのは農協ですので、そのあたりはきちんと守ってもらっていると認識しています。

事務局長 補足をいたします。ファミリー農園等で栽培した作物の販売についてでございますが、あくまで営利目的でないというのが前提条件でございます。これにつきましては平成 18 年に通知が出ておりまして、余剰の作物、自家消費で余った物については販売が可能という通知が出ております。それまでは営利目的は認められないので販売は認められないという論議が度々あったところでございますが、平成 18 年の通知以降は、自家消費量を超えるものを直売所等で売ることが可能、という国の判断が出ておりますことから、余ったものについては売られても構いません。当初から販売を目的とすることは営利目的となりますので認められません。

議長 ほかに何かご質問等ございますか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第 1 号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号は承認されました。

続きまして報告事項に入ります。

事務局 続きまして報告事項ですが、議案の 1 ページをご覧ください。

報告第 1 号「農地法第 5 条転用届出に係る局長専決処理について」です。届出の件数は、4 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局

長専決により受理いたしました。

つづいて報告第2号「非農地証明について」です。

証明の件数は、1件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長

只今の報告について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたいと存じます。

以上で第4回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、平成29年9月13日開催の第4回光市農業委員会総会の議事録である。

平成29年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印